

共同研究契約実務の要諦

梅澤 邦夫 著

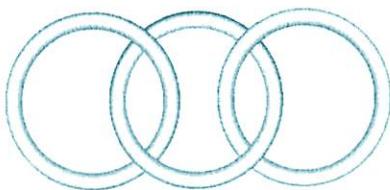


ソフトアライアンスにおける
蜜月期にこそ必要な契約の要諦とは?!

「技術・知財契約実務の要諦」の著者が、産と学・官とを中心¹に、意図した成果を教授し、トラブルを未然に防ぐ契約を締結するために盛り込むべき条項毎に、契約書雛形を交え、リアルに解説。

共同研究契約実務の要諦

梅澤 邦夫 著



産業科学システムズ

まえがき

昭和34年（1959年）に大学を卒業して直ちに特許部に配属になり、いわば特許が世間一般のひとには一見無縁のものであった時代から、知的財産という言葉が新聞等に出ない日がないといつても過言ではない現在に至るまで延々40数年間特許の世界一途に身を過ごしてきた。そして、昭和60年頃からは、それまでの特許のみの世界からライセンス等の技術関連契約の世界にも身を投じることとなり、この世界でも20数年の年月が経過した。そして、縁があつて日本知的財産協会の研修コースの中で技術契約コースを担当することになってから早10年を超えることになった。これらの経験を踏まえて、浅学非才の身を顧みず、一念発起して、参考書を発行しようという大それた思いを持つに至り、産業科学システムズ社の援助を得て2006年8月末に「技術・知財契約実務の要諦」と題する参考書を無事発刊することができた。長年にわたる業務を通じて蓄積してきた経験に基づく知見を、できるだけ多くの人に披露するとともに、筆者にとってのひとつの記念塔を打建てたいという思いを実現することができたといえる。

国を挙げて、産・官・学の連携が謳われており、その実現を如何にして達成していくかという大きな課題が現在でも存在する。このような観点から、先の参考書においても、共同研究・開発契約、特に産と官・学官のそれについて、かなりの枚数をとって解説を試みたが、まだまだ十分ではないことを痛感している。この大きな課題は、徐々により方向に向かっているとはいいうものの、理想に近い型にはほど遠いと言わざるを得ない。産・官・学のそれぞれがより一層、共同研究契約の重要性を理解するとともに、相手方当事者の立場を十分に考慮して優れた成果を挙げることが必要であろう。共同研究

の分野においては、産同士、官同士、学同士、そして産・官・学のうちの二者間または三者間にわたるものがあり、それぞれ、その特徴とするところは異なる。特に、産としては、製品等を市場に出して収益を上げていく産の使命というべき目標を達成することによって、はじめて存続することができることから、共同研究の場においても、その真剣さあるいは深刻さは、官・学の比ではない。このようなことから、産同士の共同研究そして共同研究契約を、官・学は大いに参考にする必要があると思えてならない。

以上のような観点に立って、先の「技術・知財契約実務の要諦」の内の共同研究契約の項をさらに充実させ、産のみならずむしろ官・学にとって参考にしてもらいたいという思いから、本参考書を発刊する決意を新たにし、再び、産業科学システムズ社の手を煩わすこととなったものである。

本参考書の構成、筆者の思い等々については、先の「技術・知財契約実務の要諦」と同様であり、参考にして頂きたい。

筆者の最も強く望むところは、産は言うに及ばず、官・学に身をおく皆様に是非一読願いたいということである。

本書が、産のみならず多くの官・学の研究部門の皆様、知的財産本部等の研究管理部門の皆様、TL0の皆様等々にとって少しでもお役に立てることを心より願うものである。

再びご批判を受けることを覚悟しつつ、技術契約業務に携わっておられる読者の皆様方に少しでもお役に立てることを願って序に替える。

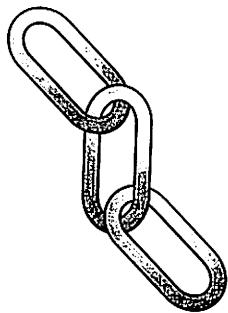
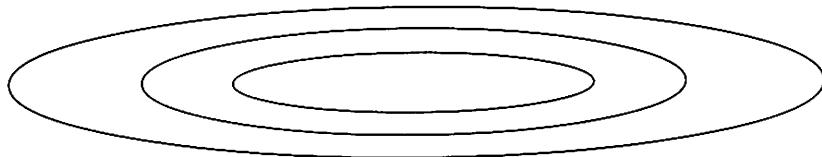
目次

序章	3
1. 契約とは何か 研究者はいかにあるべきか	4
2. 共同研究契約の適用	8
第1章 共同研究の成り立ち	11
1. 技術内容役割分担型共同研究	12
2. 参入型共同研究	14
3. 独立行政法人または独立大学法人との共同研究	16
第2章 共同研究契約で規定すべき事項	19
1. 共同研究契約において規定すべき事項一覧	20
2. 共同研究契約において規定すべき事項の詳細	20
2.1. 前文	20
2.2. 契約の目的・作業分担	23
2.3. 費用負担	28
2.4. 情報交換	33
2.5. 情報の流用禁止と秘密保持	33
2.6. 成果の帰属	39
2.7. 公開・発表	42
2.8. 製造物責任	44

2. 9. 企業化段階の取り決め	45
a. 一般論	45
b. 民間企業間同士の契約	46
c. 民間企業と官・学との契約	48
d. 官・学の共同研究契約書雛形との乖離	52
e. ベンチャービジネスによる発明の企業化	71
(イ) 共同でベンチャービジネスを起ち上げる場合	71
(ロ) 官・学側が単独でベンチャーを起ち上げる場合	73
2. 10. 契約期間	76
2. 11. 途中退場の場合の取り決め	80
2. 12. 関連発明・改良発明の取扱い	81
 第3章 官・学との共同研究契約例	83
 第4章 官・学の共同研究契約書雛形への修正内容	99
 第5章 官・学との交渉のあり方と問題点	151
 第6章 共有特許等取扱契約	157
1. 共同研究契約との関連性	158
2. 権限の確認	158
3. 費用負担	159
4. 出願手続き	160
5. 外国特許出願	161
6. 実施形態	163
7. その他一般条項	163

第7章 医薬品分野における共同開発契約	179
1. 医薬品開発手順	180
2. 研究と開発	182
3. 共同開発契約	183
3.1. 作業分担と企業化形態	183
3.2. 成果の帰属	187
3.3. 製造物責任	188
4. 大学法人、独立行政法人等との共同開発	190
 付録 共同研究契約書雛形	193
共同開発契約書(Ⅰ)	194
共同研究開発契約書(Ⅱ)	199
JOINT DEVELOPMENT AGREEMENT (I)	207
JOINT DEVELOPMENT AGREEMENT (II)	213

序章



序章

1. 契約とは何か 研究者はいかにあるべきか

世の中で、「契約」という言葉はいろいろなところでしばしば使われているが、この「契約」というのはどのような概念を表すものであろうか。それは、個人・法人の別を問わず、ひとつひととが権利や義務について、お互いに話し合って取り決めた内容をいう概念である。(何をするか、何をしてはならないか)について合意することである。口頭で合意しても契約は成立する。しかし、後で合意したか否かが争いになったとき、物理的証拠となるものがなく水掛け論になる。これを避けるために合意した内容を記述した文書が契約書である。

契約自由の原則というのがあり、当事者が合意すれば、何を取り決めてもよい。ただし、その内容が社会秩序を乱したり、公序良俗違反であったり、他の法律に抵触したりするようなものである場合は、この契約自体が無効となる。たとえば「特許権が満了した後もロイヤリティーを支払う」という契約書を取り交わしてもよいが、これについて当事者間で争いになったときは、その内容が独占禁止法違反であるとして、契約自体が無効となる。

当事者間合意による契約締結後、やるべきことをやらなかつたり、規定内容と異なつたやり方をしたり、やってはならないことをやつたりしたときは、契約違反ということになる。この場合、やらなかつたことをやる、やってはならないことをやってしまったのを原状に復帰させる、これらによって相手方に損害を与えたときは、それを賠償することが要求される。たとえば、他人がライセンス対象特許を侵害したときはそれを止めさせるという規定があったとき、止めさせることに成功しなかつたとすると、契約違反となる。

そして止めさせられなかったことにより、相手方（ライセンシー）の売上高が減少し大きな損害を被ったとすると、それを賠償しなければならない。

仲良しであり続けることができれば、契約書は不要である。仲良しでなくなったときに、ものを言うのが契約書である。中身は、仲良しでなくなったときにどうするのかという、最悪の事態を想定しその対策等を規定するものである。仲良しである時点でこれらのことと規定することに大きな抵抗があることは否定できない。しかし、そうしなければならない。

研究者は、一般的に非常に真面目で真摯な態度であらゆる事柄に対応するのが常である。研究者仲間の集まる世界としていわゆる学会というのがあり、企業の研究所勤務の研究者、独立行政法人等の研究所勤務の研究者、大学在住の研究者等から構成される一つの世界である。この世界の住人は、勤務先の別を問わずみんな仲間であり、仲良しである。この仲良し同士が、たとえば学会や同窓会で一同に会すると、「君のところはいま何をやってるか」、「ちょうどよかった。「うちはいまこれこれをやっている」、「一緒にやらないか」、「それはいい考えである」というような雰囲気で何となく、共同研究的なものが始まるという事例はしばしば見受けられる。このようにして始まった共同研究がそのまま問題なくうまく行けば、まさに何の問題もなく、企業や研究所にとって、有益な結果をもたらすことになる。しかし、万が一、途中で紛糾、あるいは紛糾しなくとも研究が完了して、その課題が、企業化に向けて次の段階に入つくると、研究者の手を離れ、開発部門、製造部門、営業部門等にバトンタッチされる。そうなると、研究者同士の仲間うちというわけにはいかなくなる。厳しいビジネスの世界である。相手方との間には、どのようにして商売ベースで成果を活用していくかに関して大きく利害が対立するのが通例である。その段階で、「共同研究についての契約がない」、「共同契約は締結されているが、その規定内容がずさんである」ということになると、一からの交渉ということになる。成果の姿、形が目にみえているだけ

に、自己の主張に固執することとなり、合意にまで時間を要することになる。これが、成果の企業化にとって大きな障害になることはいうまでもない。

初めの仲良しグループで和やかな雰囲気のなかで共同研究を開始するのはよいが、その時点で、契約の専門家に情報を伝えて、必要な共同研究契約を締結するよう努めることが肝要である。仲良しの仲間うちで、もしも紛糾したときにどうするかということに関する取り決めをするのは、大きな心理的抵抗があることは理解できる。しかし、いやしくも組織に属する以上、たとえ研究者といえども、組織体の利益を無視することはできない相談であり、その時点で厳しい条件等を盛り込んだ契約書の作成と合意に努力しなければならない。

産・官・学の協力関係をより強固に構築すべきであるという政府主導の基本の方針が打ち立てられ、さまざまな改正がなされつつある。これらの改正の中で、技術契約と最も密接な関連を有するものが、国立研究機関や国立大学の独立行政法人化であろう。独立行政法人化にともない、これら研究機関および学は、そこで創成された発明を積極的に民間企業に実施させることにより実施料収入を図るという基本方針を採用するに至っている。そして、この目的を達成するために、各研究機関や大学は知的財産部門を創設し、研究者が創成した発明を原則としてその所属研究機関或いは大学に帰属させたうえで、民間による実施についてこの知的財産部門が統括的に管理・運営するという基本的枠組みを構築するに至っている。このような官の動きに合わせて、私立の研究機関や大学も同様に知的財産部門を創設し研究者の発明を原則としてその所属機関に帰属させて民間企業による実施の促進を図ろうとしている。

これら一連の動向を民間企業側から見れば、これまで発明の帰属が発明者個人かその所属機関かがまちまちであったのが原則として一本化されるという意味で不透明感が無くなり、さらに交渉すべき相手方が知的財産部門に統

一されるという点で歓迎すべきであろう。そして、管轄官庁である文部科学省は、平成14年3月29日付けで文部科学省「研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長・大臣官房会計課総務班主査通知」13振興产第59号「共同研究契約書及び受託研究契約書の取扱いについて」を配布し、その中で上記契約書のモデルを示している。

このような国的基本方針の確立とそのための枠組み作りがなされたことにより、この種の契約の分野において大きな進展が期待できるとともにその発生頻度も今後益々増加していくものと推測される。しかしながら、問題は個々の具体的案件についてこれまでのような官と民との間に存在していた構がどれだけ埋まるかということであろう。

それぞれの案件の具体的な状況に応じた合理性のある条件で当事者が合意に達すべきであることは言うまでもないことであり、そのためには常に柔軟な思考と柔軟な発想が望まれるところである。契約当事者のより一層の研鑽と理解が求められよう。大学や研究機関の職員と一般企業とが契約当事者となるような案件にあっては、一般企業間同士の場合に比べて、各当事者のおかれている立場、事情、状況、環境等が互いに大きく異なるという特徴があることを前提として、お互いに相手方をどれだけ理解するか、あるいはどれだけ理解できるか、更にはどれだけ理解しようと努力するかが重要であり、このことなしには官・産・学の協力態勢による大きな成果は期待できないといつても過言ではなかろう。

このような、世の中の動きに対応して、研究者が共同研究の場にかり出される頻度はますます増加の一途をたどり、したがって、共同研究契約の立案や交渉、作成という一連の業務を実施する機会も増すものと予測される。研究者が共同研究契約の意味や主旨を十分に理解することが非常に大切になってくるゆえんである。

2. 共同研究契約の適用

特定のテーマ、製品等の研究、開発活動を第三者と共同で行う場合に締結される。

なお、医薬品業界にあっては、基礎研究のうち厚生労働省の製造承認を得るための作業段階（基礎研究データ、動物実験段階のデータおよび臨床試験データ等の集積、解析等）を開発段階と称している。すなわち、医薬品を市場に出すためには、以下のような一連の手順が踏まれるのが通例である。たとえば、特定の疾病の予防や治療に役立つ作用を有している新規化合物を発見したような場合、まずこの新規化合物の合成に成功し、実験室レベルで意図する作用を有することが確認された時点で、通例では特許出願をする。そして、この化合物についてさまざまな種類の動物を使用して意図する作用効果があるかどうかを綿密に確認し、あわせて副作用や毒性も調べる。その結果、ひとに投与しても重篤な副作用や毒性による悪影響がないことが確認されると、次に治験届けを出して実際にひとに投与されることになる。ここまでが、いわば研究所の業務であり、ひとへの投与段階以降は、研究所の手を離れて、開発部門と一般に称されている部門へ移管される。そして、臨床第Ⅰ相試験、同第Ⅱ相試験、第Ⅲ相試験をへて、それまでに蓄積された膨大なデータを添えて厚生労働省へ製造承認申請をし、国家機関によって承認が得られ、そして薬価が収載されて始めて市場に出すことができる。このような経緯をたどることから、研究段階と開発段階とでは、契約に関する考え方方が大きくことなってくる。

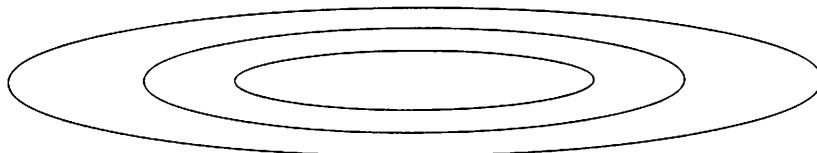
このような一連の研究・開発活動を共同で実施しようとするときにおいて、研究所が担当している共同研究の段階にあっては、お互いが“仲間同士”であるという意識が強く、従って必要以上に厳密な検討や交渉を意図的に避けて無難な方向に流れ勝ちである。しかし、開発段階になると、元来医薬品の世界においては、多くの候補物質のなかで、臨床試験にまで到達する確率が

極めて低いこともある、まさに厳しいビジネスの世界に突入することになる。共同作業を行っている当事者間で利害の対立が顕著になってくることがしばしばである。最早“仲間同士”というよりは“敵対関係”になってしまふと言えなくもない。契約締結に至る前にこのようなことを充分認識して将来に禍根を残さないような厳密な規定を設けるように努めることが望まれる。

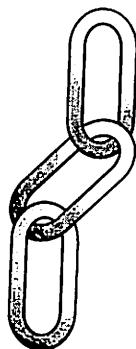
共同研究等は、研究部門主導で開始されるのが通例であるが、事前に知財部門や法務部門と連携して契約内容に齟齬をきたさないようにすることが必須である。無契約で取りあえず共同研究を開始することは厳に避けるべきである。

更に、予め企業内の契約担当部門が相手方と大まかな条件について交渉し、仮にそれが著しく合理性に欠けると判断されたときは、共同研究自体を断念するという決断を下すことが肝要である。このことは、特に相手方当事者が独立行政法人や大学法人の場合に特に留意すべき事項である。なぜなら、これらの官・学と産との間にはいまだ共同研究や共同開発に対する考え方には少なからず溝が存在するからである。

第1章



共同研究の成り立ち



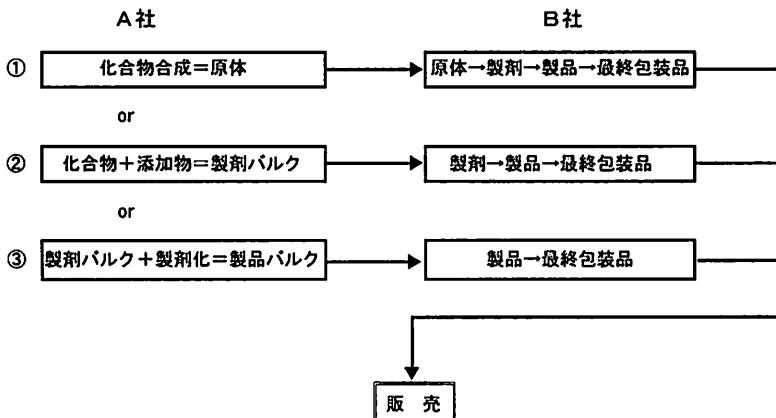
第1章 共同研究の成り立ち

1. 技術内容役割分担型共同研究

技術の高度化・複雑化・ボーダーレス化、技術進歩の迅速化等の要因と企業経営の厳しさ等が原因で、一企業がひとつの事業の起ち上げを意図して投入すべき研究開発費が益々増大の一途をたどる傾向にあり、特に、たとえば医薬品産業のような、研究開発に多大の費用・労力と時間を要する技術分野にあっては、成功の確率がさほど高いとは言えないことから、その先行投資には大きな危険が伴う。そこで、複数の企業が、それぞれの得意分野をより一層活用するという観点から、共同研究を行うという方策を選択することになる。共同研究という道を選べば、当然のことながら、単独で事業を実施する場合にくらべて利益率が低下することは否定できないが、不調に終わったときの危険負担を考慮すれば、その欠点を補った余りあるといえる。

たとえば、新規化学物質の合成に長年の歴史と伝統を有する企業A社において、せっかく合成した新規化学物質の医薬面での評価能力がいまひとつである場合、この企業が、新規化学物質の医薬面での評価に定評のある企業B社と手を結んで共同研究を実施することによって、有用な医薬品を上市する機会を増大させることができ期待できる。この場合、A社が次々と新規化学物質を合成してB社に提供し、B社はこれが医薬品として開発するに足りる作用効果を有するか否かを評価し、開発候補化合物を選択していくという意図を持って共同研究を実施する。そして、開発に成功したときの事業の形態としては、たとえば、B社が厚生労働省の製造承認許可を取得するための開発活動を実施して商品を市場に提供し、A社はそのための化合物を製造してB社に提供する。A社はこの化合物自体（原体一バルク）、あるいはこの化合物に添加物等を混ぜた組成物（製剤原体一製剤バルク）あるいはまたこの製剤原体を製剤の剤型にまで仕

立て上げたもの（製品バルク）をB社に提供して利益を上げ、B社はこれを収載された薬価に基づいて市場に提供して収益を上げるという図式になる。



注)

原 体：化学物質（医薬効果を発揮する成分ー有効成分ー）添加物なし。

製剤バルク：原体にたとえば糖、デンプン糖の添加物を混ぜたもの。

製品バルク：製剤バルクをたとえば錠剤にしたもの。

最終包装品：製品バルクを箱詰めして商品名等を付したもの。この型で消費者に販売される。

この事業形態を探るとき、基本的に原体に近いほど価格は安く、最終包装品が、製造承認が得られた源となった膨大なデータ付きの化学物質であるということから、大きな付加価値がつき、最も価格が高い。そのため、B社にくらべてA社の利益率や利益額が低いという傾向が見られ、これをどのように調整ないしは修正するかが大きな課題である。

この共同研究においては、新規化合物自体についての物質特許、この化合物を

含有する医薬組成物の特許、この組成物を用いる特定疾病の予防・治療方法の特許等が創成される可能性があり、これらの特許権の帰属は特許法の規定に従うのが合理的であり、これが通例となっている。そして、物質特許はA社の単独発明、医薬組成物や治療・予防方法の特許はA社とB社の共同発明となるのが最も高頻度である。このような場合にあっては、B社はA社の単独特許を実施することになることから、原体の購入価格に加え、あるいはこれに含めて、A社に実施料を支払うという型を探るのが通例となっている。このようにすることによって、収益率あるいは収益額の不均衡を是正するという効果も期待できる。

共同研究契約書において規定されるべき種々の規定のなかで、この具体的な企業化形態に関する規定が最も重要である。この規定を、将来の姿・型が全く見えない、あるいは少なくとも極めて不透明な、共同研究開始の時点で両社が交渉・合意する必要があり、このことが契約書作成に際しての大きな課題のひとつである。

2. 参入型共同研究

ある当事者が単独で研究・開発活動を行っていたところ、その途中で当事者が方針を変更して、他の当事者と共同で研究・開発活動を継続することとなつとき、あるいはこの研究・開発活動に着目した他の当事者が共同研究・開発の共同実施を申し出たときの共同研究を仮に「参入型共同研究」と呼ぶこととする。この型の共同研究にあっては、両当事者とも一般の企業である場合、何れか一方が独立行政法人や大学法人である場合、両当事者とも独立行政法人や大学法人である場合の三つが想定される。

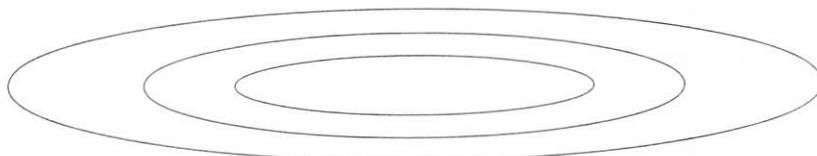
想定される、より具体的な事態としては、例えば以下のようなものが挙げられる：

- ①自社のみで研究を実施していたが、研究費の負担が大きくなりすぎた為、

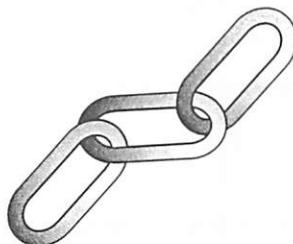
「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

第2章



共同研究契約で規定すべき事項



第2章 共同研究契約で規定すべき事項

1. 同研究契約において規定すべき事項一覧

共同研究契約においては、基本的には、以下のような事項についての規定を設ける必要がある。

契約目的

作業分担

費用負担

情報交換

成果の帰属

企業化段階の取り決め

撤退時の取扱い

改良発明

契約期間

2. 共同研究契約において規定すべき事項の詳細

2.1. 前文

当事者および経緯等を記載する。秘密保持契約のもと技術情報等の開示がなされ、オプション契約を経て共同研究あるいは共同開発契約に入ることもありこれらの経緯が記載されることもある。

最も簡単なものは、当事者の氏名（名称）のみを記載して、両当事者が契約を締結するという表現形式である。

株式会社XX（以下「甲」という）と、株式会社YY（以下「乙」という）は、下記の通り契約を締結する。

当事者に加えて、契約の内容にまで言及する型もある。

株式会社XX（以下「甲」という）と、株式会社YY（以下「乙」という）は、下記の通り共同研究契約を締結する。

さらに詳しく記載する型として、研究課題等も盛り込んだ、例えば以下のようないものもある。

株式会社XX（以下「甲」という）と、株式会社YY（以下「乙」という）は、甲所有の特許出願および特許権を使用して、特定化合物を有効成分とする抗潰瘍剤の開発を目的とする共同研究を行いことについて、下記の通り共同研究契約を締結する。

以上は、いずれも典型的な日本方式のものであるが、米国式では、いわゆる whereas clause (recital) と呼ばれ、かなり詳細に記載される。

・・・・に居所を有する日本法人である、株式会社XX（以下「甲」という）と・・・・に居所を有する、米国法人である株式会社YY（以下「乙」という）は以下のように契約を締結する：

- (1) 甲は、別紙記載の特許出願および特許権を有しており、これらを活用して共同研究を実施したい意向を有している。
- (2) 乙は、この甲の意向を受けて当該特許出願および特許権を活用して甲と共同研究を行うことを決心した。

かくして、両当事者は以下に記載の条件および約因に従って契約を締結する。

・・・・に居所を有する日本法人である、株式会社XX（以下「甲」という）と・・・・に居所を有する、米国法人である株式会社YY（以下「乙」という）は以下のように契約を締結する：

- (1) 甲は、別紙記載の特許出願および特許権を有しており、その保護の対象となっている化合物について抗潰瘍剤の開発を目的とする共同研究を実施したい意向を有している。
- (2) 乙は、この甲の意向を受けて当該特許出願および特許権を活用して甲と抗潰瘍剤の開発を目的とする共同研究を行うことを決心した。
- かくして、両当事者は以下に記載の条件および約因に従って契約を締結する。

独立行政法人や大学法人側で用意している雛形も、簡単な日本方式を探っているものが大部分である。

いずれにせよ、この前文はさほど厳密な表現を要するものではない。ただ、合意までの経緯等を記述しようとしたときは、相手方の反発を買うこともないとはいえない。

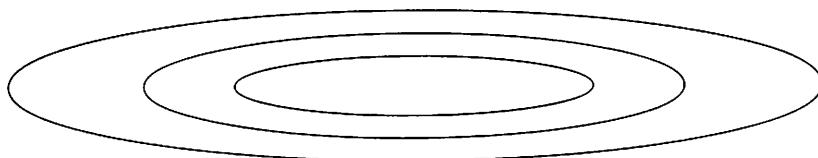
① 乙が、ライセンス契約の案件ではあるが、「甲が実施を計画している事業の実施は、乙所有の特許権の権利範囲に包含されることから、甲は乙に実施許諾の申し入れをし、乙がこの申し入れを受け容れて以下のように実施許諾契約を締結する」というような主旨の前文を記載しようとしたところ、甲から「事業内容の実施が権利範囲に包含されるか否かは定かではないことから、念のために実施許諾を受けるのである」旨の反論が提示された事例がある。両者が合意に達し契約が締結されればよいが、不成立に終わり、侵害訴訟が提起されたときは、それまでのやりとりがひとつの証拠になる。その際に上記のような前文の記載があれば、それが甲が侵害を自白したことを示す証左であるとの攻撃を受けるおそれがあることを想定したのではないかと推察されなくはない。

相手方が独立行政法人や大学法人（官・学）のときは、当事者が誰になるのか（法人か研究者自身か）を確認する必要がある。特に研究者自身の場合

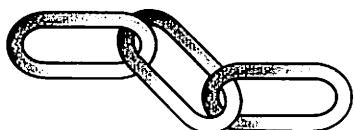
「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

第3章



官・学との共同研究契約例



第3章 官・学との共同研究契約例

官・学は、かつて文部科学省が提示し、その後、産業界や関係団体（例えば日本知的財産協会等）からの反発により撤回した雛形をそのまま採用しているところが依然として大半であり、これを修正するにはなお時間を要するものと思われる。そこで、これに替えて、官・学の雛形を土台にしつつ、産の立場からそれなりに合理性を担保できると考えられる契約書の例を以下に掲げ、併せてコメントを付記する。

共同研究契約書

○○○研究所（以下「甲」という）と株式会社○○○（以下「乙」という）は、共同して、_____を目的として共同で研究を行うことに関し、以下のように共同研究契約を締結する。

第1条（目的）

甲および乙は、_____（以下「本品」という）を開発すること目的として共同研究（以下「本研究」という）を行う。

第2条（研究実施・分担）

1. 本研究の研究計画概要是別紙1に記載の通りとし、甲及び乙は、互いに協力して、原則として、以下の分担ならびに細目に従って、本研究を行う。

甲：

(1) 分担研究内容：_____

(2) 実施場所: ○○○研究所

(3) 研究従事者: _____、_____ および _____

乙:

(1) 分担研究内容: _____

(2) 実施場所: 株式会社○○○研究所

(3) 研究従事者: _____、_____ および _____

2. 甲及び乙は、あらかじめ相手方に書面により同意を得て、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させることができる。

3. 本研究の研究期間は、以下の通りとする。

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

但し、この期間は、甲、乙協議のうえ延長することができる。

第3条（費用負担）

本研究に要する費用は前条に定める研究分担に応じて、甲及び乙がそれぞれ負担する。

但し、両当事者間の費用に著しい不均衡が生じた場合は、これらの調整について両当事者が協議することができる。

(別案1)

第3条（費用負担）

1. 本研究に要する費用は前条に定める研究分担に応じて、甲及び乙がそれぞれ負担する。

2. 前第1項の規定に拘わらず、乙は同項規定の負担に加えて、甲が分担する研究を援助することを目的として、更に金○○○○円を、本契約締結後60日以内に甲に支払う。

(別案 2)

第3条（費用負担）

1. 乙は、前第2条に規定する研究分担に要する乙の費用を自ら負担するとともに、甲による前第2条に規定の研究分担に要する甲の費用として金〇〇〇〇円を本契約締結後60日以内に甲に支払う。
2. 甲が、前第1項に規定する乙から甲への支払いが甲による研究分担に要する費用として不十分であると判断したときは、甲はその旨乙に通知し、乙による追加支払いについて別途協議して決定する。

[コメント]

企業間同士の契約においては、原案が通例である。企業／研究機関等の関係や状況（企業側が研究機関の智恵を全面的に借りたい場合、研究機関に従業員を派遣して指導・教育も併せて依頼したい場合等）によって、別案のような規定も想定できる（別案1と別案2は実質的にそれほど差はない）。

第4条（情報交換）

甲及び乙は、定期的に連絡会を開催し、本研究に関する情報の交換および両当事者の調整を行うとともに、その他必要な事項を討議する。

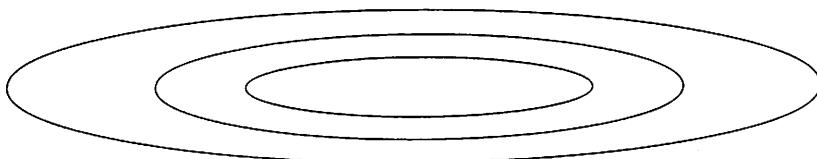
第5条（情報等の秘密保持および流用禁止）

各当事者は、本契約に基づき他当事者から開示を受けた、ノウハウ、情報、試料等並びに本研究により得られた情報、成果等（以下「本情報／成果」という）を秘密に保持し、他当事者の書面による事前の同意なしに第三者に開示・漏洩してはならない。また、これら本情報／成果

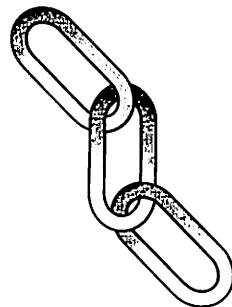
「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

第4章



官・学の共同研究契約書
雛形への修正内容



第4章 官・学の共同研究契約書雛形への修正内容

企業にとって、官・学との共同研究において、官・学から共同研究契約書案が提供されたとき、それに対してどのような修正を要求して交渉するのかということが大きな課題である。少なくとも現時点においては、官・学の大部分は依然として、かつての文部科学省の提示になる雛形を殆どそのまま採用している。これを、企業の立場からみて、どのように修正すべきか、そしてその理由は何かを詳細に検討することが重要である。

企業側の要求がどの程度受け容れられるのか保証の限りではないが、粘り強く説明し、交渉すべきであろう。

修正すべき内容としては、企業が事業を行なう上でどうしても受け容れることができないもの、実質的に重大な影響はないが、これまでの企業における通則や慣行に照らして修正すべきもの、論理性を欠くことから修正すべきであるもの、等々種々考えられる。更にまた、企業経営上重大な事態を招くおそれのあるような内容であったとしても、譲歩して微細な修正に止めるだけでも現実問題として、深刻度を著しく軽減することができるような場合もある。

あくまでも、企業側の見解に固執するのではなく、名を捨てて実を取るという柔軟な姿勢も場合によっては重要である。

以下に、平成14年に文部科学省が公開した共同研究契約書の雛形を示すとともに、現在においても官・学側が用意している現実の雛形を取り上げ、修正箇所の提示とコメントを記す。

[平成14年文部科学省による共同研究契約書雛形とコメント]

国立学校における民間等との共同研究契約書(様式参考例)

共 同 研 究 契 約 書

○○大学(以下「甲」という。)と○○○○(以下「乙」という。)は、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。

(定義)

第1条

1. 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1)「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

①特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

②特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利ハ著作権法

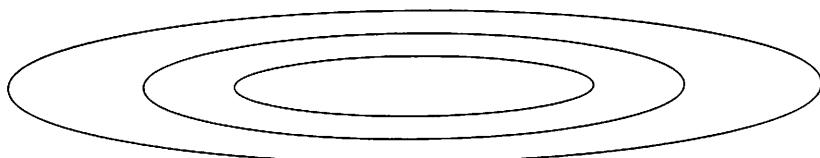
(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利ニ秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

2. 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
3. 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
4. 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1)特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - (2)半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - (3)種苗法に規定する専用利用権
 - (4)第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - (5)プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - (6)第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実

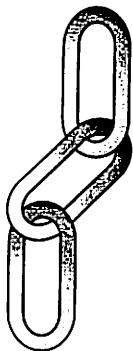
「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

第5章



官・学との交渉のあり方と問題点



第5章 官・学との交渉のあり方と問題点

官・学側で用意されている共同研究契約書の雛形は、一般企業（産）側からみたとき、これまでの通則や慣例等と乖離した条項が少なからず含まれており、そのまま容認できないものもある。これは、文部科学省がかつて提示した雛形に起因しており、文部科学省が産や知的財産関係団体（例えば日本知的財産協会）からの苦言を受けてこれを引っ込んだにも拘わらず、官・学が依然としてこの雛形を使用し続けていることに問題がある。官・学においては、一旦定めた事項を修正・改訂することに大きな抵抗感があるという、官僚的指向が問題の根源である。更に、官・学において知的財産本部等の組織が構築されてからの年月が浅いこともあって、人材が十分でないということもいまひとつ問題点である。研究経験者や、出願業務、特許調査業務の経験のある人材は結構充実している反面、ライセンス契約やその他の知的財産関連技術契約の実務に精通した人材が殆ど見受けられないというのが実体である。その解決は必ずしも容易ではないかもしれないが、何らかの対策を講じるよう努力すべきである。企業におけるこれらの経験者を企業退職後に採用するということがひとつの解決策といえよう。

企業経営において絶対に容認できない条項については、あくまでもその修正を強く要請する必要があることは言うまでもないが、通例や慣行には反するが、そのまま受け容れても実質的な不利益はないという種類の条項にどのように対処するかが大きな課題である。本来、官・学は産の企業経営の実態を十分に理解できておらず、これはある程度やむをえない面があるにせよ、官・学と産との連携による発明の社会への還元という大きな目的が首尾良く達成できるようにするためにには、やはり官・学の産への理解をより一層深めることが必須である。この意味で、産側は、官・学に対してやはり通例や慣

例を十分に説明して、修正に応じるよう懸命の努力をすべきであろう。産の立場として、官・学側の発明者である職員に対して立場上強くない（例えば著名な教授等との友好関係を損ないたくない）という場合が少なからずあるのが通例ではあるが、現在では直接の契約当事者が発明者ではなく大学 자체であることを利用して出来る限りの努力をすべきであろう。

産側から、上記のような説明がなされたとき、官・学側はこれに真摯な態度で耳を傾けるべきである。多忙であること、基礎となる知識を有していないこと等を理由に聞く耳を持たない等の対応をすべきでないことは多言を要しない。

産側にとって、共同研究の対象技術を企業収益に結びつけていくというのが最大の課題であり、そのためには、「名を捨てて実を取る」という方針で対処せざるを得ないことも屡々である。この観点から、不満足ながら受け容れるべき条項と、あくまでも強く抵抗する条項との区分けを慎重に行うことが望まれる。共同研究全体として、企業経営に資するように調整するという考え方を基本として柔軟に対応していくべきである。例えば、共同研究に費用が掛かるにも拘わらず、なお研究費を官・学に支払うということを容認する代償として、産から支払う発明実施による収益の官・学への支払い対価を低く抑えるというような発想も大切である。

反面、産側も官・学への理解度をより一層深めていく努力が必要である。官・学が十分な経験や知識を有していないことを利用して、必要以上に産側のみの利益に偏った条件を強要すべきではない。例えば、「共同研究の成果物として両当事者の共有にかかる発明の産のみの独占実施に対する対価（いわゆる不実施補償）を官・学に支払う必要はない。なぜならば、官・学も自由にその発明を実施する権利を有しているからである」という見解もあり得る。しかし、現実問題として官・学が産と同様の実施行為をすることは不可能であること、発明の創成に官・学が少なからず貢献していること等を考え

たとき、このような見解は産側の横暴であると言わざるをえない。発明の貢献に適切に報いるという見地に立つべきである。

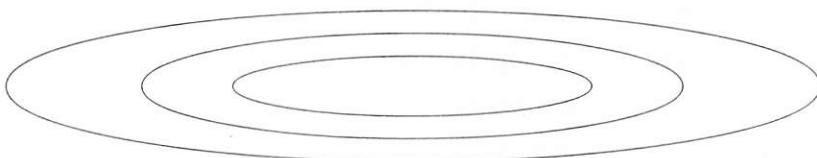
産においては、相手方当事者へ提示する条件や、相手方から提示された条件に対して提示すべき対案の検討を内部で検討するときに、その部門によって見解が大きく分かれることは希ではない。これらの様々な見解を調整し合理的な解決へと導いていくのが知財部門に課せられた大きな役割のひとつである。このような役割を十分に果たしている企業がどれだけあるか、謙虚に振り返ってみることも必要であろう。契約の世界にあっては、相手方当事者との交渉よりも、自社内での他部門との意見調整の方がより一層面倒であり、時間も掛かり、気配りも必要であると言われているところである。このような難問を解決するには、知財部門の日頃の研鑽、他部門への援助・協力等の努力を継続して、他部門の信頼関係を構築していく他に有効な手はないと言えよう。

- ①それぞれの実体や、実情および立場等が異なる官・学と産の両方が、互いに相手方の全体像を把握し、これらに深い理解を示し、案件に応じて柔軟に対応し、通例や慣行から大きく乖離しない合理性のある条件で契約を締結することを目指して懸命の努力を継続していく。その努力なしに、国家的プロジェクトである「官・学・産の連携による有用発明の有効利用による社会への利益還元」という課題の解決は不可能であると言える。これが絵に描いた餅に終わらないよう心から願うものである。

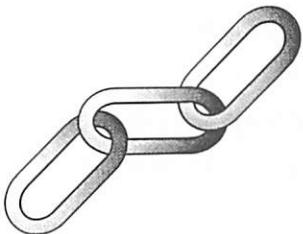
「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

第 6 章



共有特許等取扱契約



第6章 共有特許等取扱契約

1. 共同研究契約との関連性

共同研究契約において、共同研究の成果として発明等が創成され、これらについて当事者間の共同所有に係る特許出願等を行ったときは、これらの特許出願等の取扱について、別途契約を締結するのが通例である。共同研究契約書中に、この共同出願取扱契約中で規定すべき条項内容の概要或いは骨子が記載されているのが通例であるが、具体的な取扱等についての条項を新たにこの共同出願取扱契約書中に設ける必要がある。幾つかの発明が創成されたとき、個々の発明毎に状況等が異なり、包括的な規定内容とは異なった条件の設定が必要になることも想定されるというのも、その理由のひとつである。官・学と産との間の共同研究においても同様であり、官・学側もこのような方策を探ることに異存はなく、殆どすべての雛形に「別途共同出願取扱契約を締結する」旨の規定が見られる。

2. 権限の確認

規定すべき重要な条項のひとつとして、官・学側が、確かに対象発明について特許出願をする権限を有することを確認する条項が上げられる。官・学にあっては、共同研究等において創成された発明をどのように取り扱うかについて、それぞれ詳細な規定が用意されている。「発明取扱規定」と称されるものがこれに該当する。その内容は、官・学内で創成された発明については、発明委員会等に付議され、それが職務発明に該当するものか否か、職務発明にあっては、原則論に従って、特許等を受ける権利を官・学が承継するのか否か等が決定されることになる。そして、このような付議を経由して、発明者から官・学が承継することとなったものが、始めて、産との共同出願の対象となる。契約書の中でこのことを確認する条項を設ける事が重要であ

る。正規の手続きを経ることなく、産との共同出願を行ったときは、冒認の問題にも発展するおそれがあり、更に発明者への職務発明に対する対価の支払いにも問題が生じてくるおそれもある。

第〇〇条（確認）

甲及び乙は、甲が本特許出願を乙と共同で行う権限を有しており、第三者との間に何らの権利・義務関係もないことをここに確認する。

第〇〇条（確認）

甲及び乙は、本発明が、甲の発明取扱規定に従って正当に討議の結果、甲所属の職員の創成になる職務発明に該当し、甲がこれを譲り受けたものであって、甲は当該発明について乙と共同で特許出願をする権利・権限を有するものであり、第三者との間に何らの権利・義務関係もないことを確認する。

3. 費用負担

共同出願の出願費用及び取得された権利の維持・管理費用の負担についての規定を設ける。持分に応じて両当事者が負担するというのが最も一般であるが、何れか一方のみが全額負担することもある。特に、官・学との共同出願にあっては、産のみがすべて負担するという事案もしばしばある。もっとも、この種の費用は、国内出願についてはさほど高額でなく、全額負担してもさほど重荷にはならないが、外国出願までも含めると桁違いに高額になることから、国内出願については、産がすべて負担するが、外国出願については、持分に応じて両当事者が負担するという規定もよく見受けられる。

第〇〇条（費用負担）

本共同研究の成果である発明等についての特許出願等に関する特許権取得手続き及びかくして取得された特許権等の維持・管理等に要する費用はすべて××会社が負担する。

第〇〇条（費用負担）

本共同研究の成果である発明等についての特許出願等に関する特許権取得手続き及びかくして取得された特許権等の維持・管理等に要する費用は、甲及び乙がその持分比率に応じて負担する。

第〇〇条（費用負担）

本共同研究の成果である発明等についての特許出願等に関する特許権取得手続き及びかくして取得された特許権等の維持・管理等に要する費用のうち、国内に関してはすべて××会社が負担し、外国に関しては甲及び乙がその持分比率に応じて負担する。

4. 出願手続き

特許庁への手続きは、複数当事者がある場合でも、何れか一方のみがすることになる。産と官・学の場合にあっては、産の方が経験も豊富であることから、産が担当するのが通例である。そして、官・学は必要に応じてこれに協力することになる。また、特許庁等からの連絡や、これへの対応については、産のみが官・学等の意向を無視して行ってはならず、官・学への通知義務及び相談義務を課すのが通例である。

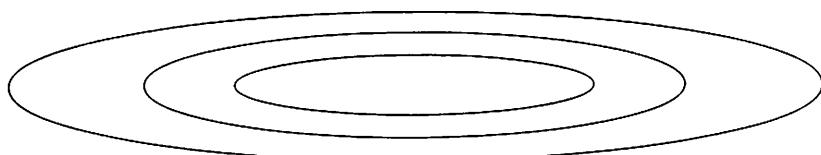
第〇〇条（出願等手続き）

1. 大学と会社との共有に係る特許出願等の特許権等取得手続き

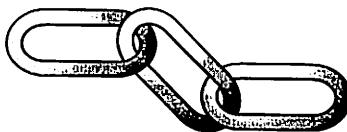
「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

第7章



医薬品分野における共同開発契約



第7章 医薬品分野における共同開発契約

1. 医薬品開発手順

医療用医薬品（一般に、薬局で直接購入することが出来ず、医師による診療をうけて、医師の処方により提供される医薬品）を市場に提供しようとするとときは、以下に述べるよう多くの工程を経る必要がある。様々な研究活動を順を追って実施し、数多くのデータを集積して厚生労働省に製造承認申請を行い、厳密な審査が行われ、一定の基準に達していると判断されると製造承認許可がおりる。そして、これについて健康保険の薬価が収載されて始めて製品を世の中に出すことが出来る。

«参考例»

特定の新規化合物を合成しこの化合物を抗菌剤（抗生物質）として仕立て上げて製造販売することを計画した。

[基礎研究]

研究室内で、その化合物が有害細菌に対して殺菌作用を示すか否かを試験する。その他、化合物の物性、安定性その他の製品化するに際して要求される性質を備えているか否か等々の試験をする。

研究テーマ設定から特許出願に至るまでの工程に概要は以下の通りである：

- ①研究テーマ設定→②物質創成研究（合成、発酵、抽出等）→③スクリーニングテスト（数多くの創成された物質が意図する作用を有するか否かについてスクリーニングをし、作用を有するものだけを選び出す）→④候補化合物選定（これらの中から、どれを開発の候補として選出するかを選び出す）

特許出願は、これら一連の工程中、②～④の時点で行われる。

これらと平行して、製剤研究（剤形、安定性、試験法、品質規格、配合等）、物性・製造法研究（合成法、発酵法等、物理的・化学的性質、安定性、試験法、品質規格等）が行われる。

[動物実験]

化合物を、定められた対象動物に対して一定の基準に従って投与し、その安全性、効果、副作用、代謝状況、吸収・排泄状況等々を試験する。動物実験（生きた各種動物—ラット、マウス、ハムスター、ウサギ、猫、犬、猿等々）を用いるいわゆる動物実験には以下のようなものが含まれる：

薬効薬理試験、薬物動態試験（体内での吸収、分布、代謝、排泄、生物学的同等性、等）、一般薬理試験（体内各種臓器等への影響）、一般毒性試験（急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性）、特殊毒性試験（生殖への影響、依存性、抗原性、変異原性、がん原生、局所刺激）等。

[臨床試験]

動物実験で、作用が確認され、重篤な副作用もなく、安全性も問題無いと判断されると、ひとへ投与して行う臨床試験を開始するための、治験届けを提出し、順々に段階を追って、臨床試験を行う。

まず第一段階として、健康な人に化合物を投与して、副作用がないか、毒性がないか、体内での代謝（化合物がどのように化学的変化して最終的に体外に排泄されるか）の状況、最適投与量の推定等を行う。これを臨床第Ⅰ相試験（フェーズⅠ試験）という。

この段階で問題がなければ、次に少数の患者（例えばこの化合物が肺炎菌による急性肺炎の治療を目的とする場合は急性肺炎患者）に投与し、作用、副作用、毒性等を試験する。これを臨床第Ⅱ相試験

(フェーズII試験) という。

そして最後に、相当数の肺炎患者に化合物を投与する。この場合、化合物を現実に投与する患者群と偽薬（有効成分であるこの化合物を含まない物質、例えばデンブン粉等）を投与する患者群に分ける。そして、投与される患者も投与する医師も両群のそれぞれがどちらに属するかを知らない状態にする。二重盲検試験(double blind test)という。これにより、心理的作用により効能が現れてしまうような危険性を避けることができる（例えば高齢の患者が、えらい先生から薬をもらったというだけで症状が改善されることがある）。そして、結果を統計処理して、その効果を判定する。臨床第III相試験（フェーズIII試験）という。

〔製造承認申請〕

上記各段階の試験結果をまとめ、厚生労働省に製造承認申請手続きをし、承認を待つことになる。

2. 研究と開発

医薬品企業においては、上記各工程のうち、基礎研究段階から動物実験段階までは研究部門の担当業務であり、それ以後の臨床試験段階から製造承認申請を経て承認許可を得るまでの段階は、開発部門が担当するのが通例である。このことから、基礎研究から動物実験までの段階を「研究」といい「それ以後」を開発と呼んでいる。

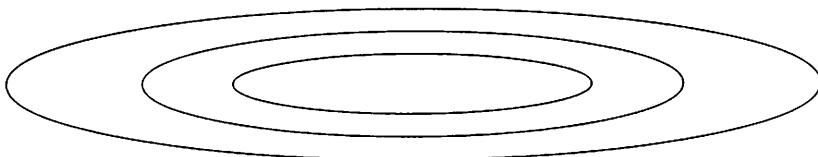
のことから、研究レベルでの共同作業のときは「共同研究」といい、それ以後の開発レベルでの共同作業のときは「共同開発」と呼んでいる。医薬品産業分野特有の区分けといえよう。研究、開発という用語が両方用いられる技術分野も他にあろうが、その意味することころ或いは概念が異なるかもしれない。

これら一連の研究・開発活動において、当然のことではあるが、初期の段

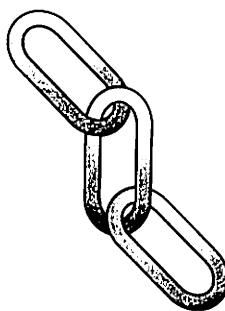
「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

付録



共同開発契約書雛形



付録 共同開発契約書雛形

以下に、参考までに契約書の雛形を示す

- ・共同開発契約書(Ⅰ)
- ・共同研究開発契約書(Ⅱ)
- ・JOINT DEVELOPMENT AGREEMENT (I)
- ・JOINT DEVELOPMENT AGREEMENT (II)

共同開発契約書(Ⅰ)

甲株式会社（以下甲という）と乙株式会社（以下乙という）は共同して、甲の特許出願に係る化合物A（以下本物質という）を有効成分として含有する製品を開発すること（以下本開発という）に合意したので、本契約を締結する。

第1条

1. 本契約における甲出願に係る特許とは、次のものをいう。

(1) 特許出願番号 :

(2) 発明の名称 :

2. 本開発における企業化の条件は次の形態によるものとする。

本物質の製造は甲が行い、本物質を有効成分として含有する製品の製造及び販売は甲及び乙のそれぞれが行う。

第2条

1. 甲及び乙は、本物質を有効成分として含有する製品（以下製品という）を開発し、本製品の製造・販売に必要な製造承認・許可を早期かつ甲乙同時に取得するものとする。
2. 本開発から得られた一切のデータ、資料及び情報（以下取得情報という）は甲乙の共有とする。

第3条

本開発に関する甲乙の分担業務は別紙のとおりとし、それらに要する経費の分担割合は、原則として甲乙均等とする。

第4条

甲及び乙は、本契約締結後速やかに本製品の開発計画を相互に協議のうえ作成するものとし、原則として1か月に1回会合を開催して適宜情報交換及び学術・技術情報、資料等を交換し、その他必要な事項を討議するものとする。

第5条

1. 甲は、乙が分担する試験用の本物質のサンプル（又は製剤サンプル）の必要量を別途協議して定める価格にて乙に提供する。
2. 乙は、当該サンプルを本契約の目的のみに使用し、他の目的に使用してはならない。

第6条

1. 甲及び乙は、本契約に基づき他の当事者から開示を受けた情報（以下

開示情報という) 及び取得情報の秘密を保持し、本契約終了後においてもこれを第三者に開示・漏洩しないものとする。また、これを本契約の目的のみに使用し、他の目的に使用してはならない。但し、以下に定めるものはこの限りでない。

- (1) 当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 正当な権限を有する第三者から開示されたもの
2. 本開発を中途で断念した当事者は、相手方当事者の必要とする期間、前項の守秘義務を負うとともに、当該情報を自ら使用してはならない。

第7条

1. 本開発に関連して事故が発生したときは、甲及び乙は直ちに対策について協議し速やかな解決を図るものとする。解決のために費用は特段の事情がない限り甲乙の均等負担とする。本契約の終了後も同様する。
2. 前項の規定は、本契約終了後も原則として同様に適用されるもとする。

第8条

1. 諸般の事情により本開発の継続が困難となった場合は、甲乙間の協議により本契約を解約することができる。但し、いずれの当事者も自己の事由のみにより本開発を中途で断念した場合であって他方当事者が本開発を継続する意志があるときは、それまでに両当事者共同で取得した情報を他方当事者の要請に応じて別途協議のうえ合意した条件で当該他方当事者に引渡すものとする。
2. 前項に基づき本契約が解約されたときは、甲乙間における未清算の経費を速やかに清算するものとする。

「みほん」のため

次ページ以降は、割愛させていただきます

著者プロフィール

梅澤 邦夫 (うめざわ・くにお)

1959年 大阪大学工学部応用化学科 卒業
武田薬品工業株式会社 入社
特許部配属
1987年 同 特許部長
1995年 武田薬品工業株式会社 退社
和光純薬工業株式会社 入社
取締役特許部長
2001年 和光純薬工業株式会社 退社
青山特許事務所 入所
2007年 青山特許事務所 退所
朝比奈特許事務所 入所

現在に至る。

共同研究契約実務の要諦

2007年 10月25日 初版第1刷発行

著 者◇梅澤邦夫

発行者◇小川 均

印刷◇平河工業社

発行所◇株式会社産業科学システムズ

〒102-0071 東京都千代田区富士見1丁目5-1 パラシオン飯田橋

電話◇03-3264-5635(代) 振替口座◇00170-5-765283

E-mail:books@ebrain-j.com URL <http://www.ebrain-j.com/>

本書の全部または一部の無断複写・複製（コピー）・転訳載および
磁気または光記録媒体への入力等は、著作者・出版者の権利侵害に
なり、これを禁じます。

© 2007 Kunio Umezawa
ISBN978-4-902003-06-2
C2032 ¥3800€

乱丁・落丁本はお取り替えいたします。

Printed in Japan

21世紀は質の高い優れた特許を持っているかどうか…それが国際的な競争力向上のカギを握る！

代表企業にみる発明(特許)の評価法と補償制度

企業を取り巻く環境が激変している中で、特許に関わる国内外の制度も大きく変わりつつあります。'99年1月施行の改正特許法では、知的財産の保護が強化されプロパテントの流れが一層加速されています。

21世紀は質の高い有力な特許を持っているかどうかが国際競争力のカギを握ると言つても過言ではありません。本書は、第Ⅰ巻、第Ⅱ巻の好評に応え、各社ともますます強化している発明の評価と優れた発明・研究開発要員の開発意欲を高めるために格段と強化して補償制度について代表企業17社(24名)が各社独自の制度・運用の実際をまとめた総合事例集です。

自社の制度の創設や改善をするまでの絶好の参考書と確信致します。これからのお手本マネジメントにご活用頂きたく、ご案内申し上げます。

第Ⅰ巻(昭和57年)、第Ⅱ巻(平成5年)の好評に応え、現状に即してますます強化している発明の評価と補償制度について、各社独自の考え方・工夫に基づく実践を、多くの帳票・データを含め比較・検討できるよう実務的にまとめた待望の書。

代表企業にみる発明(特許)の評価法と補償制度(第Ⅲ巻)

No. 111099253 1999年9月発行 B5版 256頁

定価 ￥54,600(本体価格 52,000円、消費税2,600円)

①雪印乳業(株) ②三井化学(株) ③住友化学工業(株) ④東陶機器(株) ⑤日本ガイシ(株) ⑥豊田工機(株) ⑦日立建機(株) ⑧(株)日立製作所 ⑨(株)安川電機 ⑩松下電器産業(株) ⑪(株)山武 ⑫アルプス電気(株) ⑬ミノルタ(株) ⑭(株)デンソー ⑮いすゞ自動車(株) ⑯スズキ(株) ⑰(財)鉄道総合技術研究所

代表企業にみる発明・特許の評価法と補償制度(第Ⅱ巻)

No. 110793253 1993年7月発行 B5版 310頁

定価 ￥50,400(本体価格 48,000円、消費税2,400円)

①トヨタ自動車(株) ②日本精機(株) ③富士電機(株) ④横河電機(株) ⑤(株)島津製作所 ⑥セイイコー電子工業(株) ⑦(株)フジクラ ⑧HOYA(株) ⑨(株)INAX ⑩大阪ガス(株) ⑪日本酸業(株) ⑫東ソー(株) ⑬ダイセル化学工業(株) ⑭錦淵化学工業(株) ⑮帝人(株) ⑯明治製菓(株) ⑰住友重機械工業(株) ⑱清水建設(株)

代表企業にみる発明(特許)の評価法と補償制度(第Ⅰ巻)

No. 110782253 1982年7月発行 B5版 253頁

定価 ￥46,200(本体価格 44,000円、消費税2,200円)

①ティサン(株) ②第一製薬(株) ③小西六写真工業(株) ④川崎製鉄(株) ⑤住友電気工業(株)
⑥(株)豊田自動車織機製作所 ⑦(株)明電舎 ⑧沖電気工業(株) ⑨(株)横河電機製作所 ⑩川崎重工業(株)
⑪日産自動車(株) ⑫本田技研工業(株) ⑬(株)リコー ⑭シチズン時計(株)

技術・知財契約実務の要諦

好評販売中！

特許・ライセンス双方業務で経験豊富なスペシャリストが実務ベースで役立つ知識を多くの契約書雑形を交え、研究者・技術者にも分かりやすく集大成。職務発明についても言及した実務書として好評を博している。知財部門スタッフ方々のみならず産業財産権関連を学ぶ大学院生や研究開発部門の方々にも一読していただきたい書である。

齊山特許事務所 梅澤 邦夫 著

(元)武田薬品工業(株) 特許部 部長

(元)和光純薬工業(株) 取締役 特許部長

No. 210806253 ISBN978-4-902003-04-8 A5版 315頁

定価 6,300円 (本体価格6,000円、消費税300円) 送料340円

【主目次】

第Ⅰ編 ライセンス契約総論

第1章 特許業務と技術関連契約との係わり

第2章 契約交渉の基本理念

1. はじめに
2. 敵対関係か協力関係か
3. 中庸をえた妥当な条件提示
4. 弱者と強者
5. 契約交渉の効率
6. 社内説得
7. その他

第3章 今後の趨勢と課題

1. 今後の趨勢
2. 課題

第4章 契約内容概要

第5章 重要条項

1. 契約対価
2. 担保責任
3. 第三者特許を侵害したときの対応
4. 許諾特許権の他人による侵害を排除する義務
5. 使用商標

第Ⅱ編 ライセンス契約各論

第6章 ライセンス契約

1. はじめに
2. ライセンス契約の種類

3. 特許（およびノウハウ）ライセンス契約
4. ライセンス契約作成手法概要
5. ライセンス契約条項文例集
6. 特許制度とライセンス

第7章 共同（研究）開発契約

1. はじめに
2. 適用
3. 契約のエッセンス
4. 契約内容
5. 官・学雑形との対比

第8章 その他の契約

1. 秘密保持契約
2. 特許等譲渡／譲受／特許等共有契約
3. オプション契約

第Ⅲ編 職務発明規定総論

第9章 判例からみた職務発明のあり方についての一考察

1. 現行及び改正特許法第35条の内容
2. 特許法第35条改正の理由と経緯
3. 現行法と改正法の相違及び改正法の評価
4. 職務発明についての発明者への対価支払いに関する判決
5. 企業における職務発明規定についての考え方

第10章 企業における職務発明規定策定についての一考察

1. 職務発明を巡る現状
2. 職務発明規定策定の基本方針
3. 職務発明規定策定
4. 職務発明規定の策定手順
5. 対価算定方式の策定
6. 職務発明規定策定の雑形

付録 産業財産権関連技術契約書雑形

1. 特許実施許諾契約書(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)
2. LICENSE AGREEMENT(Ⅰ)(Ⅱ)
3. 特許出願譲渡契約書
4. PATENT TRANSFER AGREEMENT
5. 特許出願共有契約書
6. CO-OWNERSHIP AGREEMENT
7. 秘密保持契約書
8. SECRECY AGREEMENT
9. 共同開発契約書(Ⅰ)(Ⅱ)
10. JOINT DEVELOPMENT AGREEMENT(Ⅰ)(Ⅱ)

侵害・非侵害を正しく判断するための待望の書……遂に発刊!!

特許権侵害の公式 / 商標権侵害の公式

好評販売中!

▶専門家に判断を仰ぐ前に開く一冊！

何が許され、何が禁止されるのか？特許・商標業務双方に詳しいスペシャリストが、企業にとって難問とされる権利侵害に関する「白」「黒」のボーダーラインを“公式”にしてわかりやすく解説。

浅野国際特許事務所 所長・弁理士 浅野 勝美 著

No. 210507253 ISBN978-4-902003-05-5 A5版 323頁

定価 5,460円（本体価格5,200円、消費税260円） 送料340円

[主目次]

第1部 特許権侵害の公式

第1章 特許権侵害

第1 はじめに

第2 特許権侵害とは

第2章 クレーム解釈

第1 クレーム解釈の必要

第2 クレーム解釈の資料

第3章 特許権侵害の公式

第1 大原則

第2 特許権侵害の公式1（構成要件の付加）

第3 特許権侵害の公式2（構成要件の欠缺）

第4 特許権侵害の公式3（構成要件の変更）

第5 例外（均等論）

第6 特殊な場合

第4章 クレーム解釈の実例

第1 序

第2 特許庁の取扱い

第3 裁判所の判断

第4 私見

第5 現行実務

第6 異なる結論

第5章 特許権侵害の未然防止

- 第1 特許調査
- 第2 特許調査の手法

第6章 特許権侵害の救済手段と対抗手段

- 第1 権利者の救済手段
- 第2 相手方の対抗手段

第7章 明細書

- 第1 明細書・特許請求の範囲の意義、機能
- 第2 明細書の補正

第2部 商標権侵害の公式

第1章 商標法の仕組み

- 第1 商標と商標の機能
- 第2 商標権の侵害

第2章 商標審査基準

- 第1 一般的基準
- 第2 結合商標の類否に関する基準
- 第3 称呼類似に関する基準 125

第3章 商標権侵害の公式

- 第1 商標権侵害の公式 1 (単語商標に関する公式)
- 第2 商標権侵害の公式 2 (結合商標に関する公式)
- 第3 商標権侵害の公式 3 (結合商標に関する修正原則)

第4章 商標権侵害の救済手段と対抗手段

- 第1 権利者の救済手段
- 第2 相手方の対抗手段

第5章 ネーミング

- 第1 実例の分類
- 第2 商標登録要件
- 第3 良いネーミング

大好評販売中！

あなたも特許ネゴシエーターになれる！

特許ネゴシエーターの技法

The Tactics of Patent Negotiator

(株)東芝 知的財産部 首席主監 嵐嶽明雄 著

特許交渉……180° 立場の異なる交渉の場において、重要な役割を果たすネゴシエーターの企業戦略に基づく数々の戦術とテクニックを詳述。

No. 210902253 ISBN4-902003-00-7 A5版 300頁 2002年9月発行
定価 ￥5,040 (本体価格4,800円、消費税240円) 送料340円

【主目次】

序章 プロパテントの動き

第1章：特許ネゴシエーターとは

第2章：特許ネゴシエーターの資質と育成法

- 1 特許ネゴシエーターに求められる資質
- 2 特許ネゴシエーターの育成法

第3章：典型的特許交渉・訴訟の流れ

1 攻撃を受けた場合の流れ

特許侵害警告 / 交渉 / 調査 / 解決 / 訴訟 / 法廷外和解 / 徹底抗戦

2 攻撃を行う場合の流れ

3 典型例な特許交渉・訴訟フローチャート

第4章

[例1～5]米国のライセンス会社、専業メーカー、

総合メーカーからの特許警告

2 全体シナリオ立案における個々の分析・判断方法

2.1 主題特許の強さ判断

- 2.2 主題特許の影響度判断
- 2.3 訴訟維持に関する判断
- 2.4 交渉(訴訟)相手に関する判断
- 2.5 所有権等の確認
- 2.6 対費用効率に関する判断
- 2.7 イメージに関する判断
- 2.8 交渉の狙いの判断

第5章：交渉での様々なテクニック・策略

- 1 圧力を加えるテクニック
- 2 かわすテクニック
- 3 返し技
- 4 敵失狙いのテクニック
- 5 場の設定のテクニック
- 6 立ち振る舞いのテクニック
- 7 口頭表現のテクニック
- 8 人間関係のテクニック
- 9 その他のテクニック

第6章：仮想交渉例でのやり取りテクニック解説

- 1. 米国の特許ライセンス会社からの特許警告他
　　英文書面のやり取り（5例）
- 2. ロイヤリティー論議他　口頭やり取り（4例）

第7章：抗戦か和解か

第8章：交渉の準備

- 1 特許論争の準備
- 2 ビジネス条件交渉の準備
- 3 会議設定の準備

第9章：いざ交渉

- 1 事前社内会議等への参加
- 2 交渉への同席(観察、交渉議事録)
- 3 交渉の一部の担当
- 4 極めて独立立ち
- 5 独立立ち

大好評シリーズ第2巻！

これであなたも“特許訴訟”恐るるに足らず 特許ネゴシエーターの技法2 ～訴訟・和解の考え方と交渉テクニックの実践～

(株)東芝 知的財産部 首席主監(理事) 嵐峨明雄著

交渉を行う中で避けは通れない特許訴訟。法廷闘争における特許ネゴシエーターの攻防、そして同時に想定すべき法廷外和解における交渉テクニックの応用と戦術の数々を即実践的に詳解！

No. 210903253 ISBN4-902003-01-5 2003年9月発行 A5版 280頁
定価 ￥5,040(本体価格4,800円、消費税240円) 送料￥340円

【主目次】

第1章 典型的な特許交渉・特許訴訟の流れ

- 1 典型的特許交渉の流れ
- 2 典型的米国特許訴訟の流れ
- 3 米国以外での特許訴訟の流れ
日本／韓国／中国／ドイツ

第2章 特許交渉段階でのネゴシエーターの考え方

- 1 攻撃準備段階
- 2 アプローチの仕方
- 3 典型的特許交渉での協議方法
 - 3.1 友好的交渉の場合
 - 3.2 敵対的交渉の場合
- 4 条件提示のやり方
 - 4.1 友好的交渉の場合
 - 4.2 敵対的交渉の場合

第3章 特許訴訟に踏み切る判断・考え方

- 1 特許訴訟の目的
- 2 総合判断

第4章 特許訴訟決定におけるシナリオ立案

- 1 仮想例に基づく訴訟決定でのシナリオ（仮想例1～3）
- 2 特許訴訟決定における特許ネゴシエーターの視点

第5章 特許訴訟における法廷外和解交渉

- 1 和解交渉の種類
- 2 和解交渉タイミング
- 3 和解交渉申し入れ方法
- 4 特許訴訟におけるコスト・手間・リスク見積もり
- 5 和解総合判断理由

第6章 特許訴訟における法廷外和解交渉での論争例

(コスト・手間・リスクを主題として：ケース1～4)

第7章 特許交渉テクニックの特許訴訟への応用例

- 1 特許交渉との相違点
- 2 証言録取について
- 3 証言録取での尋問テクニック例
- 4 証言録取での証言テクニック例
- 5 仮想尋問やり取り例

第8章 ネゴシエーターから見た外部弁護士の活用・選定

- 1 外部弁護士活用の種類
- 2 外部弁護士との交信方法
- 3 外部弁護士のコントロール方法
- 4 複数特許事務所との連携
- 5 外部弁護士事務所の選定

第9章 訴訟の準備

- 1 内部準備
- 2 アプローチ
- 3 提訴

第10章 契約締結後・法廷外和解後・判決後・次回更改交渉

- 1 ライセンス契約締結後
- 2 法廷外和解後
- 3 判決後
- 4 次回契約更改を目指して

大好評シリーズ第3巻！

“落としどころ”の実現ノウハウを大公開！！

特許ネゴシエーターの技法3

～友好的交渉における“落としどころ”的テクニックとその実践～

(株)東芝 知的財産部 首席主監(理事) 嵯峨明雄著

ロイヤリティ交渉、隙の無いビジネス交渉や発明者へのメッセージも掲載。
「特許ネゴシエーターの技法」(2002年)「特許ネゴシエーターの技法2」(2003年)
と併せて硬軟いかなる特許係争にも対応可能。

No. 210304253 ISBN4-902003-02-3 2004年3月発行 A5版 276頁

定価 ￥5,040(本体価格4,800円、消費税240円) 送料￥340円

【主目次】

第1章 交渉がまとまる場合、決裂する場合のイメージ

- 1 交渉代(しろ)の考え方
- 2 友好協議における交渉代の考え方
- 3 訴訟後における交渉代の考え方
- 4 交渉代に関する注意点

第2章 訴訟を回避する交渉について

- 1 交渉全体の進め方
- 2 特許技術論議において
- 3 特許評価において
- 4 ビジネス交渉において
- 5 訴訟回避の技法

第3章 特許ロイヤリティ交渉に現れる典型的エレメント予備知識

～ロイヤリティ論議の前提として～

第4章 特許ロイヤリティの典型的請求方式

- 1 ランニング方式
- 2 一括金方式
- 3 ランニング方式と一括金方式の混合方式

第5章 特許ロイヤリティに関する論議テクニック

- 1 個別論議テクニック
- 2 総合論議のテクニック

共同研究契約実務の要諦

ISBN978-4-902003-06-2

C2032 ¥3800E

定価： 本体 3800円 +税



主目次

▶ 共同研究契約で規定すべき事項

- ・契約の目的・作業分担
- ・情報の流用禁止と秘密保持
- ・企業化段階の取り決め（官学の共同研究契約書の雛形との乖離）

▶ 官・学との共同研究契約事例

▶ 官・学の共同研究契約雛型への修正内容

▶ 官・学との交渉のあり方と問題点

▶ 共有特許等取扱契約

▶ 付録 共同研究契約書雛型